

○ 水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（題名を含む。）を加える。

改正後	改正前
<p>〔<u>題名</u>〕水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十三条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 他の法人等（水産業協同組合法施行令（以下「令」という。）第九条第二項に規定する法人等をいう。）の子会社（令第十条第四項（同条第十三項及び第十六項）において準用する場合を含む。）</p>	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>（合算関連法人等から除かれる者）</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 他の法人等（水産業協同組合法施行令（以下「令」という。）第九条第二項に規定する法人等をいう。）の子会社（令第十条第四項（同条第十二項及び第十五項）において準用する場合を含む。）</p>

）に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第九条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

〔三・四 略〕

五 同一人自身（令第十条第一項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第三条 命令第十四条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）

並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文に規定する派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十四条の四第三項各号に掲げるオフ

）に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第九条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

〔三・四 同上〕

五 同一人自身（令第十条第一項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第三条 〔同上〕

一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するものを除く。）

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げるオフ・バ

・バランス取引

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が命令第十四条第一項から第四項までに規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。)とする。

2 「略」

(資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ)

第四条の二 命令第十四条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第七条第三項第三号に掲げるものとする。

(ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法等)

第四条の三 命令第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券に係る取引

バランス取引

(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が命令第十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。)とする。

2 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 命令第十四条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（命令第十四条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産（同条第六項に規定する個別資産をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれかが他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）につ

いて、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産又は当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第十一条の十一第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を当該擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 命令第十四条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不適当であると農林水産大臣及び金融庁長官が認める場合とする。

（外国政府等）

第五条 令第十条第十一項第五号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。以下この条及び第七条において同じ。）の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

「一・二 略」

（外国政府等）

第五条 令第十条第十一項第五号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。以下この条及び第七条において同じ。）の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

「一・二 同上」

(信用の供与等の額から控除される額)

第七条 命令第十五条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合等の同一人に係る命令第十四条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一 「略」

二 令第十条第十一項第一号又は第二号(これらの規定を同条第十
三項及び第十六項において準用する場合を含む。次号において同
じ。)に掲げる法人が債務の保証を行うものうち当該債務の保
証の額

「三〇五 略」

六 令第十四条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定(同号ハに掲
げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上されるもの
に限る。)並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算
出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等
の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を
時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る
場合に限る。)を零から差し引いた額

「七・八 略」

(信用リスク削減手法等)

第八条 命令第十五条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める
手段は、自己資本比率告示第五十五条第一項に規定する信用リスク

(信用の供与等の額から控除される額)

第七条 命令第十五条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が
定める額は、組合等の同一人に係る命令第十四条第一項から第四項
までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に
掲げる額の合計額とする。

一 「同上」

二 令第十条第十一項第一号又は第二号(これらの規定を同条第十
二項及び第十五項において準用する場合を含む。次号において同
じ。)に掲げる法人が債務の保証を行うものうち当該債務の保
証の額

「三〇五 同上」

六 令第十四条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定(同号ハに掲
げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上されるもの
に限る。)並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項
の中欄八に掲げる取引(現金又は有価証券による担保の提供に限
る。)に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原
因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構
築コストの額(零を下回る場合に限る。)を零から差し引いた額

「七・八 同上」

「条を加える。」

<p>削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。</p> <p>2 命令第十五条第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 担保として提供される現金及び自組合貯金</p> <p>二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---------------------------

附 則

第〇条 第〇条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十五条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、当分の間、適用しない。